

運用基準 1 神戸市内産の花弁振興に寄与する

第5条「神戸市内産の花弁振興に寄与する」とは申請内容が次に個別に掲げる要件に該当するものであること

1. 第3条の(1)商品区分・第31類で使用する場合は次の要件を全て満たしていること
 - (1)神戸市内産の花を使用すること
 - (2)神戸市内産の花であることを表記すること

2. 第3条の(1)商品区分・第35類で使用する場合は次の要件を満たしていること
 - (1)神戸市内産の花の評価を下げるものでないこと

3. 第3条の(1)商品区分・第41類で使用する場合は、次の要件を全て満たしていること
 - (1)神戸市内産の花のPRが見込まれること
 - (2)花弁を使用する場合は、原則神戸市内産の花を使用すること